

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月31日まで有効)			

交 規 第 9 2 8 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

道路管理者との適正な道路協議の推進について

道路法（昭和27年法律第180号）及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「道路法等」という。）では、道路管理者が道路の改築や通行の禁止、制限等を行うときは、公安委員会に対して意見聴取又は協議（以下「協議等」という。）を行わなければならない旨の規定があり、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）では、公安委員会が特定の交通の規制を行うときは、道路管理者又は地方自治体の長等（以下「道路管理者等」という。）に対して協議等を行わなければならない旨の規定がある。

これまで、道路法に基づく道路管理者との道路事業計画等に関する協議等については、「道路管理者との適正な道路協議の推進について」（平成31年2月25日付け交規第584号。以下「旧通達」という。）により、各警察署において事前の協議を行った上で、道路管理者に対し交通管理者として青森県公安委員会の意見の提言等を行っていたところである。

一方、道交法に基づく特定の交通規制に関する協議等について、道交法第5条第1項の規定により、公安委員会から権限を委任された警察署長が行う交通規制（以下「警察署長権限による交通規制」という。）を実施する場合は、「交通規制及び交通安全施設管理運用要領の制定について」（令和4年4月1日付け交規第1号。以下「令和4年通達」という。）に定める要領により、道路管理者等に協議等を行っていたものであるが、道交法第4条第1項の規定により、公安委員会が行う交通規制を実施する場合の道路管理者等に対する協議等については、これを定めたものがなかった。

そこで、旧通達の内容を見直し、道路管理者等との協議等について下記のとおり定めたので、適正な道路協議の推進に努められたい。

なお、警察署長権限による交通規制については、これまでどおり令和4年通達に基づき運用することとし、旧通達は廃止する。

記

1 道路法等の道路管理者から公安委員会への協議等

(1) 根拠規定

道路法第95条の2第1項、同条第2項、高速自動車国道法第24条の2等

(2) 協議等対象事項

別紙1「道路管理者から公安委員会への協議等対象事項」のとおり

(3) 協議等に係る事務について

ア 事前の協議について

警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）は、道路管理者と事前の協議を実施した場合は、協議記録書（別記様式第1号）に協議日時、協議場所、出席者、協議事項及び内容を記載して記録化し、所属長の決裁を受けた後、その写しを交通規制課へ送付すること。

イ 公安委員会への協議等について

警察署等は、事前の協議を経て、道路管理者から公安委員会宛の協議等関係書類の提出を受けた場合は、後日、公安委員会の回答を交付する旨を告げた上、受理すること。その後、送付書（別記様式第2号）に事業主体、事業名、事業の概要及び警察署等意見を記載し、交通規制課へ送付すること。

また、事前の協議を経ないまま道路管理者から公安委員会宛の協議等関係書類が提出された場合は、道路管理者に内容を確認した上、協議記録書を作成し、その写しと送付書とともに、交通規制課へ送付すること。

ウ 公安委員会の回答について

交通規制課は、警察署等から送付された協議等関係書類を受理した場合は、交通の安全と円滑に係る交通管理上の観点から、回答書を作成し、警察署等へ送付すること。

また、警察署等は、交通規制課から送付された回答書を道路管理者に交付すること。

2 公安委員会から道路管理者等への協議等

(1) 根拠規定

道交法第110条の2第2項から第7項

(2) 協議対象事項

別紙2「公安委員会から道路管理者等への協議等対象事項」のとおり

(3) 協議等に係る事務について

ア 道路管理者等への協議等について

交通規制課は、協議対象事項に係る交通規制を実施しようとする場合は、照会書（別記様式第3号）に、交通規制の実施年月日（交通安全施設に係る施工の進捗状況により、実施年月日が不確定な場合は、概ねの実施時期）を記載し、交通規制の実施場所（区間）、規制種別、規制対象等が確認できる資料を添付した上、道路管理者等へ送付すること。

また、道路管理者等からの回答を受理した場合は、その内容を参考とした上、交通規制を実施することとし、必要に応じて、警察署等にも情報共有を図ること。

イ 緊急やむを得ないときの対応について

別紙2に記載する協議対象事項のうち、2(7)から(17)、3及び4(1)の交通規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、通知書（別記様式第4号）に交通規制の実施年月日を記載し、交通規制の実施場所（区間）、規制種別、規制対象等が確認できる資料を添付した上、事後において速やかに道路管理者等に通知すること。

3 協議等に係る留意事項

(1) 協議等における着眼点

道路管理者と協議等を行う場合は、別紙3「協議等における着眼点」を参考とし

た上、道路の形状や構造等について、計画や設計の段階から必要な助言を積極的に行い、交通の安全と円滑に係る交通管理者としての意見が十分に反映されるよう努めること。

また、交通安全対策として、交通規制の実施が必要と認められる場合は、道路管理者と必要な調整を行い、交通規制課と情報共有を図ること。

(2) 疑義がある場合の対応について

道路管理者と事前の協議を行うに際し、疑義が生じた場合は、安易な回答は避け、交通規制課と検討した上で事後に回答すること。

特に、交通規制や交通安全施設の新設等に係る内容については、不用意な発言により道路管理者の誤解を招くことのないよう、慎重な対応を図ること。

(3) 道路法等以外の道路について

道路法等以外の道路について、その管理者から関係省庁間の覚書に基づき、公安委員会への協議等があった場合の対応は、前記1(3)のとおりとする。

なお、道路管理者の種別については別紙4、関係省庁間の覚書で協議を要する道路については別紙5を参考とすること。

担当 交通規制課規制第一係

道路管理者から公安委員会への協議等対象事項

1 意見聴取事項

根拠規定	道路法第95条の2第1項
<p>(1) 道路標示と見なされる区画線の設置</p> <p>(2) 通行の禁止又は制限</p> <p>(3) 歩行者利便増進道路の指定</p> <p>(4) 防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限</p> <p>(5) 横断歩道橋の設置</p> <p>(6) 道路の交差部分及びその付近の道路の部分における改築</p> <p>ア 車道又は歩道の幅員変更</p> <p>イ 交通島、中央帯又は植樹帯の設置</p> <p>(7) 歩行安全改築</p> <p>ア 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置</p> <p>イ 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）</p> <p>ウ 横断歩道橋の設置</p> <p>(8) 道路の附属物である自動車駐車場の道路上における設置</p> <p>(9) 道路に接する特定車両停留施設の設置</p>	

2 協議事項

根拠規定	道路法第95条の2第2項、高速自動車国道法第24条の2、 覚書昭和46年3月、覚書平成10年2月
<p>(1) 道路の区域を立体的区域として決定又は変更</p> <p>(2) 自動車専用道路の指定</p> <p>(3) 高速自動車国道等に道路標示と見なされる区画線の設置</p> <p>(4) 高速自動車国道等の通行の禁止又は制限</p> <p>(5) 自動車専用道路が他の道路に連結する位置の決定</p> <p>(6) 高速自動車国道が他の道路に連結する位置の決定</p> <p>(7) 高速自動車国道活用施設の連結許可及び利便増進施設の道路占用許可</p>	

別紙 2

公安委員会から道路管理者等への協議等対象事項

1 広域にわたる通行禁止の意見聴取

根拠規定	道交法第110条の2第2項
	(1) 各種通行止め (2) 車両進入禁止 (3) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止 (4) 指定方向外進行禁止 (5) 重量制限 (6) 高さ制限 (7) 特定小型原動機付自転車・自転車用道路 (8) 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路 (9) 歩行者用道路 (10) 一方通行 (11) 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

2 一般道路における意見聴取

根拠規定	道交法第110条の2第3項
	(1) 車線境界線（法第2条第1項第3号） (2) 路側帯（法第2条第1項第3号の4） (3) 横断歩道（法第2条第1項第4号） (4) 自転車横断帯（法第2条第1項第4号の2） (5) 車両通行帯（法第2条第1項第7号） (6) 環状の交差点における右回り通行（法第4条第3項） (7) 各種通行止め（法第8条第1項） (8) 車両進入禁止（法第8条第1項） (9) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止（法第8条第1項） (10) 指定方向外進行禁止（法第8条第1項） (11) 重量制限（法第8条第1項） (12) 高さ制限（法第8条第1項） (13) 特定小型原動機付自転車・自転車用道路（法第8条第1項） (14) 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路（法第8条第1項） (15) 歩行者用道路（法第8条第1項） (16) 一方通行（法第8条第1項） (17) 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（法第8条第1項） (18) 歩行者等横断禁止（法第13条第2項） (19) 中央線（法第17条第4項） (20) 右側通行（法第17条第5項第5号） (21) 安全地帯（法第17条第6項） (22) 立入り禁止部分（法第17条第6項） (23) 最高速度（法定速度を超えるものに限る。）（法第22条第1項） (24) 最低速度（法第23条） (25) 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）（法第34条第5項） (26) 一般原動機付自転車の右折方法（小回り）（法第34条第5項） (27) 時間制限駐車区間（法第49条第1項） (28) 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（法第63条の4第1項） (29) 普通自転車の交差点進入禁止（法第63条の7第2項） ※ (23)及び(28)については、道路法による道路に限る。

3 高速自動車国道等における協議

根拠規定	道交法第110条の2第4項
	(1) 前記2の規制 (2) 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止（法第17条第5項第4号） (3) 追越し禁止（法第30条） (4) 徐行（法第42条） (5) 最低速度（法第75条の4）

4 路上駐車場が設置されている道路の意見聴取

根拠規定	道交法第110条の2第5項、第6項、第7項
	(1) 公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分における駐停車禁止又は駐車禁止の規制をしようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を聴いた上で期間を定めて行わなければならない。 (2) 路上駐車場が設けられている道路の部分について時間制限駐車区間として指定しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を、駐車場整備地区内に時間制限駐車区間を指定しようとする場合において、駐車場整備計画が定められているときは、当該計画を定めた市町村の意見をそれぞれ聴かなければならない。

協議等における着眼点

項目	着眼点	備考
平面交差の枝数	駅前広場等特別の箇所を除き5以上交差をさせないこと。 【道路構造令第27条第1項】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号処理面で非効率となる。 ○ 運転者にとって安全確認の対象が多くなり判断力や注意力に及ぼす影響が大きくなるため事故を誘発しやすくなる。
平面交差の交差角と形状	直角又はそれに近い角度とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点面積を小さくし、車両の横断距離を短くすることにより交差点内での滞留時間を減らすことができるほか、交差点進入の際に極端に見とおしが悪い部分をなくすることができる。 ○ 交差角は75度以上とするが、やむを得ない場合は60度以上とすること。 ○ 変形交差（くい違いや折れ脚交差等）は避け十字型又はT字型とすること。
右左折車線の付加	交差点流出部の車線数は流入部と同一またはそれ以上の車線とすること。	右折需要等を勘案したうえで、渋滞対策等の一環として付加するものであるが、その構造（滞留長、車線幅員等）に留意すること。
交差点の制御方法	信号制御又は一時停止制御の要否及び方法を決定すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号制御は、交通流量、横断需要、事故の発生状況及び事故発生の危険性、周辺環境、地域の意見、要望等を踏まえて総合的に判断すること。 ○ 一時停止制御は、信号制御以外について、その必要性を判断すること。
歩行者対策	横断歩道の要否、歩道設置についての検討を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道の設置については、車両からの視認性、歩行者の自然な流れ等を考慮しつつ、設置位置をできるだけ交差点中心に近づけ交差点のコンパクト化を図ること。 ○ 左折巻き込み防止及び交差点内からの駐車場等への乗り入れ防止のため、縁石等の防護柵の設置について配慮すること。 ○ 歩行者の通行量が多い道路にあつては3.5m以上、その他の道路にあつては2m以上とするが設置が困難な場合は、路側帯拡幅についても検討すること。

道路管理者の種別

1 道路法の道路管理者

種別（根拠法令等）	管理者（根拠法令等）
高速自動車国道 （道路法第3条）	国土交通大臣 （高速自動車国道法第6条）
一般国道 （道路法第3条）	① 指定区間 国土交通大臣（地方整備局長に委任） （道路法第12条及び同法第13条） ② 指定区間外 都道府県知事又は指定都市の市長 （道路法第13条及び同法第17条） （道路整備特別措置法第8条）
都道府県道 （道路法第3条）	都道府県又は指定市 （道路法第15条及び同法第17条） （道路整備特別措置法第8条）
市町村道 （道路法第3条）	市町村 （道路法第16条） （道路整備特別措置法第8条）

2 道路法以外の道路管理者

種別（根拠法令等）	管理者（根拠法令等）	
道路運送法の自動車道	一般自動車道 （道路運送法第2条第8項）	自動車道事業者
	専用自動車道 （道路運送法第2条第8項）	自動車運送事業者
その他の道路	農道 （土地改良法第2条第2項第1号）	国、都道府県、市町村、土地改良区 （事業申請の際に定めるもの）
	林道 （森林法等）	① 国有林：国（林野庁） ② 民有林：都道府県、市町村、森林組合
	港湾道路 （港湾法第2条第5項第4号）	港湾管理者
	漁業法の漁港施設の道路	設置者
	鉱業法の鉱山道路 （鉱業法第64条）	設置者
	自然公園の道路	① 国立公園：国（環境省） ② 地方公共団体の設置：都道府県、市町村
	都市公園の道路	① 国の設置：国（国土交通省） ② 地方公共団体の設置：都道府県、市町村
	里道（法的根拠はなく、管理者の無い公共物は国の財産）	都道府県
私道 （民法）	所有者	

関係省庁間の覚書で協議を要する道路の主な例

道路の種類	関係省庁
農道	警察庁 農林水産省
林道	警察庁 林野庁
港湾道路	警察庁 運輸省（現国土交通省）
都市公園の道路	警察庁 建設省（現国土交通省）

協議記録書

作成日： 年 月 日

記録者：(所属)

(階級等) (氏名)

協議日時	年 月 日 () : ~ :
協議場所	
出席者	
件名	
(内容)	

交	01	11	5年
(令和 年3月末まで保存)			
令	和	年	月 日

青森県公安委員会 殿
(交通規制課長)

警察署(隊)長

協議書の送付について

見出しについて、道路管理者から協議書が提出されたので、当署意見を付して関係書類を送付します。

記

- 1 事業主体
- 2 事業名
- 3 事業の概要
- 4 警察署(隊)意見

【担当】

交 規 第 号
令 和 年 月 日

(関 係 自 治 体 の 長) 殿

青 森 県 公 安 委 員 会
(公 印 省 略)

青森県公安委員会による交通規制の実施について（照会）

標記の件について、下記のとおり実施するので、道路交通法第110条の2（第2項・第3項・第4項・第5項・第6項・第7項）の規定に基づき、（意見聴取・協議）します。

つきましては、貴職管理に係る道路における道路管理上の観点について回答をお願いします。

なお、回答につきまして、公印省略の場合は、下記担当宛にメールで送付願います。

記

1 交通規制の実施年月日

2 交通規制の内容
別添のとおり

【担当】

交 規 第 号
令 和 年 月 日

(関 係 自 治 体 の 長) 殿

青 森 県 公 安 委 員 会
(公 印 省 略)

青森県公安委員会による交通規制の実施について（通知）

標記の件について、下記のとおり実施したので、道路交通法第110条の2（第3項・第4項・第5項）の規定に基づき、通知します。

記

1 交通規制の実施年月日

2 交通規制の内容

別添のとおり

【担当】